

内共第22号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿角市河川漁業協同組合、比内町漁業協同組合、大館市漁業協同組合、田代漁業協同組合、鷹巣漁業協同組合、阿仁川漁業協同組合及び粕毛漁業協同組合が免許を受けた内共第22号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、当該組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっているさくらますの採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならぬ。
2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 遊漁に係る漁具、漁法は竿釣りに限る。ただし、船を用いた釣りは禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
さくらます	4月1日から7月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域		期間
鹿角市河川漁協管理範囲	鹿角市八幡平字小山1番地9先一の渡頭首工上流端から下流200mまで	1/1～12/31
	鹿角市八幡平字長内44番地4先長内頭首工上流端から下流100mまで	1/1～12/31
	鹿角市十和田大湯字大湯外16国有林3039林班ぬ新田釜屋沢起点から下流小坂川合流点まで	1/1～12/31
比内町漁協管理範囲	米代川筋連合堰堤上流端から下流扇田大橋までの間	1/1～12/31
大館市漁協管理範囲	長木川J R花輪線鉄橋上流端から下流長木川側道までの長木川	1/1～12/31
田代漁協管理範囲	大館市早口橋下流端から下流の早口川と米代川の合流点までの間の区域	1/1～12/31
鷹巣漁協管理範囲	北秋田市糠沢国有林2016林班わ小班、2019林班い小班西又沢起点から下流糠沢川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市栄字地上ミ田ノ沢15田沢川起点から米代川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市摩当沢国有林2048林班ち小班桧沢起点から米代川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市栄字吉ヶ沢58の1吉ヶ沢起点から下流摩当川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市仙戸石沢国有林2142林班そ小班大湯津内沢起点から下流小猿部川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市仙戸石沢国有林2141林班よ小班小湯津内沢起点から下流小猿部川の合流点まで	1/1～12/31
	北秋田市仙戸石沢国有林2147林班か小班東ノ又沢起点から下流小猿部川の合流点まで	1/1～12/31
阿仁川漁協管理範囲	北秋田市根小屋頭首工から上流200mと下流600mまでの間	1/1～12/31
	北秋田市本城頭首工から上流100mと下流100mまでの間	1/1～12/31
	北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流100mまでの間	1/1～12/31
	小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流100mまでの間	1/1～12/31
米代川水系サクラマス協議会構成員の漁協管理範囲	常盤川と米代川の合流点から上流、常盤川本流及び合流する支流全域	1/1～12/31

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます	15cm以下

(尾数の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人遊漁期間にあたり、保持できる数量を右欄に掲げる尾数までとする。

魚種	尾数
さくらます	10尾

(遊漁料の額及び漁業権管理費の負担)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中高の生徒は無料とし、肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)は半額とする。また、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは1,500円を加算した額とする。

魚種	漁法	1日	1年
さくらます	竿釣り	3,500円	15,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 組合事務所(第1条に記載された組合の住所)

(2) その他組合が指定する遊漁券取扱所(第1条に記載された組合の各遊漁規則のとおり)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証またはオンラインシステムにおいて遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト)は再放流(リリース)してはならない。

附則

(施行期日)

この規則は、令和6年1月1日から有効とする。